

議案第 7 号

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等
に関する条例の一部を改正する条例について

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

条例案……別記

平成 31 年 2 月 26 日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 教育長について、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、
給料月額を減額したいため。

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和 32 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間における給料月額に関する特例）

4 平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間における教育長の給料の月額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条の規定による給料の月額に 100 分の 95 を乗じて得た額とする。ただし、第 3 条及び第 8 条の規定を適用する場合における給料の月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。